

14

潮見台(一部を除く)・
真栄1丁目3番1号、
真栄2丁目8番23~29号、9番14号 地区

可燃	燃やすごみ(有料)
不燃	燃やさないごみ(有料)
かん等	かん、びん、蛍光灯・電球、筒型乾電池、 スプレーかん類(カセット式ガスボンベを含む。)
紙類	新聞(チラシ・雑がみを含む。)、雑誌・書籍、 段ボール、紙パック、紙製容器包装
プラ類	ペットボトル、プラスチック製容器包装

令和3年4月から 令和4年3月まで 収集カレンダー

4

月	火	水	木	金
・	・	・	かん等 1	可燃 2
不燃 5	可燃 6	プラ類 7	紙類 8	可燃 9
12	可燃 13	プラ類 14	かん等 15	可燃 16
不燃 19	可燃 20	プラ類 21	紙類 22	可燃 23
26	可燃 27	プラ類 28	かん等 29	可燃 30

5

月	火	水	木	金
不燃 3	可燃 4	プラ類 5	紙類 6	可燃 7
10	可燃 11	プラ類 12	かん等 13	可燃 14
不燃 17	可燃 18	プラ類 19	紙類 20	可燃 21
24	可燃 25	プラ類 26	かん等 27	可燃 28
不燃 31	・	・	・	・

6

月	火	水	木	金
・	可燃 1	プラ類 2	紙類 3	可燃 4
7	可燃 8	プラ類 9	かん等 10	可燃 11
不燃 14	可燃 15	プラ類 16	紙類 17	可燃 18
21	可燃 22	プラ類 23	かん等 24	可燃 25
不燃 28	可燃 29	プラ類 30	・	・

※ペットボトルは、ふたとラベルを必ず外し、プラスチック製容器包装とは別の袋に入れて出してください。

7

月	火	水	木	金
・	・	・	紙類 1	可燃 2
5	可燃 6	プラ類 7	かん等 8	可燃 9
不燃 12	可燃 13	プラ類 14	紙類 15	可燃 16
19	可燃 20	プラ類 21	かん等 22	可燃 23
不燃 26	可燃 27	プラ類 28	紙類 29	可燃 30

8

月	火	水	木	金
2	可燃 3	プラ類 4	かん等 5	可燃 6
不燃 9	可燃 10	プラ類 11	紙類 12	可燃 13
16	可燃 17	プラ類 18	かん等 19	可燃 20
不燃 23	可燃 24	プラ類 25	紙類 26	可燃 27
30	可燃 31	・	・	・

9

月	火	水	木	金
・	・	プラ類 1	かん等 2	可燃 3
不燃 6	可燃 7	プラ類 8	紙類 9	可燃 10
13	可燃 14	プラ類 15	かん等 16	可燃 17
不燃 20	可燃 21	プラ類 22	紙類 23	可燃 24
27	可燃 28	プラ類 29	かん等 30	・

10

月	火	水	木	金
・	・	・	・	可燃 1
不燃 4	可燃 5	プラ類 6	紙類 7	可燃 8
11	可燃 12	プラ類 13	かん等 14	可燃 15
不燃 18	可燃 19	プラ類 20	紙類 21	可燃 22
25	可燃 26	プラ類 27	かん等 28	可燃 29

11

月	火	水	木	金
不燃 1	可燃 2	プラ類 3	紙類 4	可燃 5
8	可燃 9	プラ類 10	かん等 11	可燃 12
不燃 15	可燃 16	プラ類 17	紙類 18	可燃 19
22	可燃 23	プラ類 24	かん等 25	可燃 26
不燃 29	可燃 30	・	・	・

12

月	火	水	木	金
・	・	プラ類 1	紙類 2	可燃 3
6	可燃 7	プラ類 8	かん等 9	可燃 10
不燃 13	可燃 14	プラ類 15	紙類 16	可燃 17
20	可燃 21	プラ類 22	かん等 23	可燃 24
不燃 27	可燃 28	プラ類 29	紙類 30	可燃 31

※ライターは使い切って、透明・半透明の袋に入れ「燃やさないごみ」の袋に縛り付けて出してください。

1

月	火	水	木	金
3	可燃 4	プラ類 5	かん等 6	可燃 7
10	可燃 11	プラ類 12	紙類 13	可燃 14
不燃 17	可燃 18	プラ類 19	かん等 20	可燃 21
24	可燃 25	プラ類 26	紙類 27	可燃 28
不燃 31	・	・	・	・

2

月	火	水	木	金
・	可燃 1	プラ類 2	かん等 3	可燃 4
7	可燃 8	プラ類 9	紙類 10	可燃 11
不燃 14	可燃 15	プラ類 16	かん等 17	可燃 18
21	可燃 22	プラ類 23	紙類 24	可燃 25
不燃 28	・	・	・	・

3

月	火	水	木	金
・	可燃 1	プラ類 2	かん等 3	可燃 4
7	可燃 8	プラ類 9	紙類 10	可燃 11
不燃 14	可燃 15	プラ類 16	かん等 17	可燃 18
21	可燃 22	プラ類 23	紙類 24	可燃 25
不燃 28	可燃 29	プラ類 30	かん等 31	・

※ごみ・資源物の分け方・出し方
○生ごみは、水分を切り「燃やすごみ」に出してください。
○資源物で、汚れのひどいものや取れない物は「燃やすごみ」または「燃やさないごみ」に出してください。
○針の付いた医療器具は、医療機関または調剤薬局へ返却してください。
○はさみ・かみそり・包丁などの刃物類は厚紙などで包み「燃やさないごみ」に出してください。
※収集日当日の朝8時30分までにしてください。
※お住いの地域で決められたごみステーションに出してください。

※「小樽市ごみ処理券」の使い方
単体で「小樽市指定ごみ袋」に入らず下の条件をすべて満たす場合、直接ごみに貼って出してください。
○長さが1m以下のもの。
○ひとつの重さが50kg以下のもの。
○容積が0.1m³(100リットル)以下のもの。
(計算方法: 縦(cm)×横(cm)×高さ(cm)÷1,000≦100となるもの)
透明・半透明の袋や段ボールに入れ貼って出すことはできません。上の条件を超えるものは粗大ごみになります。
※粗大ごみは、右記の収集運搬業許可業者へ収集依頼してください。(有料となります)

収集運搬業許可業者 (50音順)	電話
(有) 大森産業	22-3389
(株) 小樽衛生化学工業	54-7506
(有) 小原興業	54-8316
(株) クリーンサービス	64-5300
(株) 北海道木村	0133-72-6028
(有) 松本産業	34-1677

問合せ先: ●清掃事業所 電話32-4111(内線7325)(直通)22-3854・FAX22-8141 ●ごみ減量推進課 電話32-4111(内線323)・FAX32-5032